

# 記入例

請求日 年 月 日

(宛先) 北名古屋市長

## 施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和8年4月～令和8年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の1第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、北名古屋市内に居住していることを北名古屋市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを北名古屋市が対象施設に確認すること。

施設等利用給付認定通知に記載されている認定保護者を記入してください。

### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	キタナゴヤ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和60年1月1日
氏名	北名古屋 太郎	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	北名古屋
				電話	

認定番号が分からない場合は、空欄にしてください。

### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	0000
生年月日	令和4年5月5日	フリガナ	キタナゴヤ ショウタ
令和8年1月1日～令和8年3月31日の間の住所		氏名	北名古屋 翔太
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で			令和8年4月3日

認定保護者名義の口座になります。別の名義の場合は、委任状が必要です。

### 3. 在籍

フリガナ	キタナゴヤヨウチエン	所在地	〒
施設名称	北名古屋幼稚園	(市外の場合のみ記入)	電話
令和8年4月1日～令和8年6月30日の間の在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			令和 年 月 日

### 4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	銀行・信用金庫	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
北名古屋	北名古屋	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	キタナゴヤ タロウ

※振込先は申請者名義の口座にしてください。

前

2回目の支払い以降、前回請求時と同じ口座を希望する場合は、チェックをしてください。その場合は、通帳のコピーと委任状は省略できます。

を記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
②	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
③	フリガナ 施設名		
④	フリガナ 施設名		電話:
⑤	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
⑥	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:

在籍園が預かり保育事業の基準を満たしているため、他施設の償還払いを受けることはできません。

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園に支払った預かり保育利用料

利用年月	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)	に支払った金額(d) ※3 ※4	aとdの金額の低い方を記入
令和8年 4月	4,000円	8日	3,600円	3,600円	円	3,600円
令和8年 5月	5,000円	10日	4,500円	4,500円	円	4,500円
令和8年 6月	5,000円	10日	4,500円	4,500円	円	4,500円

園に支払った預かり保育利用料

(C)の金額と月額上限額11,300円のいずれか少ない方の金額を記入してください。この金額が償還払いの請求額になります。

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」と特定された金額を比較して少ない方を記入して下さい。（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定された金額を比較して下さい。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

請求書のほかに  
 ○領収証及び提供証明書のコピー  
 ○振込口座の確認できるもの(通帳のコピー等)  
 もご提出ください。